○東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例………………(同)…芸

日刊

目 次

83

○東京都職員の退職管理に関する条例…………………………………(同) ○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………………(同) ○東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改 ○東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正 ○災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例………………(同 ○行政不服審査法施行条例…………………… ○東京都情報公開条例の一部を改正する条例……………………(生活文化局) ○東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例………………………(主税局)…三 ○東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例………………… ○東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例…………………(同) ○東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……(同)…五 ○東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例…(同) ○職員の勤務時間、 正する条例…………………………………(同) する条例……………………………………………………………………………………(同 休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例………(同)(総務局 <u>:</u> <u>±</u> <u>:</u> <u>∓.</u>

▽▽◎行政不服審査法施行条例(条例第一二六号) ▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽	蓝
条例のあらまし	盖盖
	盖芸
○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(同)…<○	·
○火災予防条例の一部を改正する条例(東京消防庁)…	
○警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例(東京都公安委員会)… 芫	: 哭
○東京都立公園条例の一部を改正する条例(建設局)… 疔	匹式
○東京都都民の森条例の一部を改正する条例(同)…宍	:
○東京都自然公園条例の一部を改正する条例(同)…宍	: =
○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例…(環境局)…宍	:
○東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例(産業労働局)…==	: 七
一部を改正する条例(同)	: 五
○東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例(同)…==	
○東京都障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例(同)…宍	
○東京都障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例(同)…宍	
○東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	
○東京都立多摩社会教育会館条例を廃止する条例(同)…宍	
一部を改正する条例	
○学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(東京都教育委員会)…宍	
○東京都特定個人情報の保護に関する条例(同)…兵	

· ●行政不服審査法施行条例(条例第一二六号)

査会を設置するほか、資料交付に関する手数料等を新設します。 行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)の施行に伴い、東京都行政不服審

書面又は資料の写し (単色刷り) 枚につき一〇円

の一部を改正する条例

(条例第一二八号)

この条例は、

行政不服審査法の施行の日から施行します。

●東京都職員の退職管理に関する条例(条例第一二七号)

第三四号)の施行による地方公務員法 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 (昭和二五年法律第二六一号)の改正を踏 (平成二六年法律

まえ、 職員の退職管理に関し必要な事項を定めます。

退職し、 再就職した者による職員への働き掛けを規制します。

利害関係企業等に対する求職活動を規制します。

 (Ξ) 再就職に係る情報の届出を義務付けます。

東京都退職管理委員会を設置します。

二この条例は、 平成二八年四月一日ほかから施行します。

●審理、 喚問、 聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例

の費用弁償に係る規定を改めます。 行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)の施行に伴い、 出頭した参考人等

この条例は、 行政不服審査法の施行の日から施行します。

●職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例(条例第一二九号)

改めます 九級を職責・役割の程度に応じ三区分に分け、その区分ごとに単一の給料月額に 東京都人事委員会勧告に伴い、各給料表を改定するとともに、 公安職給料表の

等級別基準職務表を定めます。

三この条例は、 公布の日ほかから施行します。

●災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三〇号)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 二四号)の施行による地方公務員法 (昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴 (平成二六年法律

> 11 規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

◉東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する

条 例 (条例第一三一号)

公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二六年法律第三四 東京都人事委員会勧告等に伴い、 任期付職員の給与を改定するとともに、 地方

号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴い、 号

給別基準職務表を定めるほか、規定を整備します。

この条例は、 公布の日ほかから施行します。

●東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正す

る条例(条例第一三二号)

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定するとともに、 地

四号)の施行による地方公務員法(昭和二五年法律第二六一号)の改正に伴い、

方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

(平成二六年法律第三

号給別基準職務表を定めるほか、規定を整備します。

この条例は、 公布の日ほかから施行します。

●職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三三

号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 (平成二六年法律

規定を整備します

三四号)

の施行による地方公務員法

(昭和二五年法律第二六一号)の改正等に

二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

◉東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例 (条例第

一三四号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 二四号)の施行による地方公務員法 (昭和二五年法律第二六一号)の改正等に (平成二六年法律

い、規定を整備します

この条例は、 平成二八年四月一日ほかから施行します。

◉東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 三五号) (条例第

行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)の施行に伴い、 規定を整備します。

この条例は、 行政不服審査法の施行の日から施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例 (条例第一三六号)

東京都区市町村振興基金の貸付期間の上限を三〇年から四〇年に引き上げます。

この条例は、 公布の日から施行します。

◉東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一三七号)

第六九号。以下「整備法」という。)の施行による公職選挙法 の交付に関する手数料を新設します。 第一○○号)及び地方自治法(昭和二二年法律第六七号)の改正に伴い、書類等 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (昭和二五年法律 (平成二六年法律

例 書面又は資料の写し(単色刷り) 一枚につき一〇円

この条例は、 整備法の施行の日から施行します

●東京都固定資産評価審査委員会関係手数料条例(条例第一三八号)

写しの交付に関する手数料を新設します。 第六九号。以下「整備法」という。)の施行による地方税法(昭和二五年法律第 二二六号)の改正に伴い、東京都固定資産評価審査委員会が行う書類又は資料の 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成二六年法律

枚につき一〇円

この条例は、 整備法の施行の日から施行します。

◉東京都情報公開条例の一部を改正する条例 (条例第一三九号)

東京都特定個人情報の保護に関する条例 (条例第一四一号) の制定を踏まえ、

非開示情報に特定個人情報を加えます。 行政不服審査法 (平成二六年法律第六八号) の施行を踏まえ、 所要の改正を行

三この条例は、 行政不服審査法の施行の日ほかから施行します。

●東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 一四〇号

非開示情報に特定個人情報を加えます 東京都特定個人情報の保護に関する条例 (条例第一四一号)の制定を踏まえ、

一 行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)の施行を踏まえ、所要の改正を行

この条例は、 行政不服審査法の施行の日ほかから施行します。

◈ ●東京都特定個人情報の保護に関する条例 (条例第一四

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 二五年法律第二七号)の施行を踏まえ、都における特定個人情報の保護等に関 棄

する事項を定めます。

特定個人情報の保護及び特定個人情報保護評価について定めます。

保有特定個人情報の開示請求、 訂正請求、 利用停止請求等の手続を定めます

この条例は、平成二八年一月一日ほかから施行します。

◉学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四二号)

等級別基準職務表を定めます。

東京都人事委員会勧告に伴い、給料表を改定します。

この条例は、 公布の日ほかから施行します。

例第一四五号

❖ 一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める

政令の一部を改正する政令(平成二七年政令第八四号)の施行等を踏まえ、介護

二 この条例は、公布の日から施行し、平成二七年四月一日から適用します。

補償の限度額及び補償基礎額を改定します。

●東京都立多摩社会教育会館条例を廃止する条例(条例第一四四号)

東京都立多摩社会教育会館を廃止します

二 この条例は、平成二九年一月一日から施行します。

●東京都婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条☆

| 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成一四年厚生労働省令第四

九

号)の改正に伴い、婦人保護施設の施設長の年齢要件(三○歳以上)を撤廃しま

一この条例は、平成二八年一月一日から施行します。

●東京都障害児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例(条例第一四六歳

一 行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)の施行を踏まえ、委員及びその職※

号

二 この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行します。

を退いた者の守秘義務等の規定を設けます。

◉東京都障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例(条例第一四七

・ 一 行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)の施行を踏まえ、委員及びその職・ 与)

を退いた者の守秘義務等の規定を設けます

二 この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行します。

●東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例(条例第一四八号)

東京都心身障害者福祉センターの位置を改めるとともに、新たに別館を置きま

す。

新宿区戸山三丁目一七番二号

新宿区神楽河岸一番一号

二 この条例は、平成二八年三月一四日から施行します。

京では、「後か青年を集員上で、て、なができない。「青年を集員上で、て、それ

●東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部

一 東京都立精神保健福祉センターの位置を改めます。

台東区下谷一丁目一番三号

→ 台東区東上野三丁目三番一三号

この条例は、平成二八年三月一四日から施行します。

 \equiv

◉東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例(条例第一五〇号)

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成二七年法律第七二号)の施行

(昭和四四年法律第六四号)の改正に伴い、規定を整

備します。

による職業能力開発促進法

二 この条例は、公布の日から施行します。

◉都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五

一号

一 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成二七年環境省令第三三

号)の施行による排水基準を定める省令(昭和四六年総理府令第三五号)の改正※

(例)水道水源水域における新設工場のトリクロロエチレンに係る規制基準を踏まえ、公共用水域に排出する汚水の規制基準を改めます。

二この条例は、

平成二八年四月一日から施行します。

の施行を踏まえ、

所要の改正を行います。

リットル当たり○・○三ミリグラム

ļ

一リットル当たり○・○一ミリ

省令第一〇号)

の施行等に伴い、

消防用設備等に関する基準を改めます。

この条例は、 平成二八年一月一日から施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例 (条例第一五二号)

す。 行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)の施行等に伴い、規定を整備しま

二この条例は、 行政不服審査法の施行の日ほかから施行します。

●東京都都民の森条例の一部を改正する条例(条例第一五三号)

学校教育法 学校教育法等の一部を改正する法律 (昭和二二年法律第二六号)の改正等に伴い、 (平成二七年法律第四六号)の施行による 規定を整備します。

●東京都立公園条例の一部を改正する条例 (条例第一五四号)

都立公園の占用料の種別を新設します。

都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設

占用面積一月一平方メートルまでごとに 八五九円

この条例は、 公布の日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第一五五号)

東京都特定個人情報の保護に関する条例 (平成二七年東京都条例第 四四 号

この条例は、 平成二八年一月一日から施行します。

◉火災予防条例の一部を改正する条例(条例第一五六号)

る消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令 消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有す (平成二七年総務

5

この条例は、 平成二八年四月一日から施行します。

◉特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第一

五七号)

第三四六号)の施行による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令 (平成二七年政令

ての併給調整率に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

(昭和三一年政令第三三五号)の改正に伴い、特殊公務に係る公務災害補償につ

この条例は、 公布の日から施行し、平成二七年一○月一日から適用します。

条 例

行政不服審査法施行条例を公布する

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要

●東京都条例第百二十六号

行政不服審查法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」とい

う。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審理員等が行う資料交付に係る手数料

第二条 第三項の規定により読み替えて適用される法第三十八条第一項の規定により、 行う場合(以下この条において「審査庁が資料交付を行う場合」という。 が書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を 法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用される同条第四項 (法第九条)を含 審査庁

法第三十八条第六項の規定により読み替えて適用される同条第五 項 (審査庁が資料

2

せ。

)に規定する条例で定める手数料は、

別表のとおりとする。

書面を添付しなければならない。

を受けている者であるとき

る

ができる場合は、 交付を行う場合を含む。)の規定により、 次に掲げるとおりとする。 前項の手数料を減額し、 又は免除すること

保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する現に同法の保護 審査請求人又は参加人(以下この条において「審査請求人等」という。)が生活

5

審査請求人等が生活保護法第六条第二項に規定する同法の保護を必要とする状態

にある者で、現にその保護を受けていないものであるとき

審査請求人等が災害等不時の事故によって生計困難になった者であるとき。

四 その他特別の理由があると認めるとき

3 規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記 十八条第一項(法第九条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 前項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、 法第三 <u></u>の

4 載した書面を提出しなければならない。 前項の書面には、審査請求人等が第二項各号のいずれかに該当する事実を証明する

5 項の手数料の額又はその減額若しくは免除について、他の条例に特別の定めがある 第一項から前項までの規定にかかわらず、審査庁が資料交付を行う場合における第

(東京都行政不服審査会の設置 場合は、その定めるところによる。

第三条 法第八十一条第一項の規定に基づき、 知事の附属機関として、東京都行政不服

審査会(以下「審査会」という。)を置く

第四条 審査会は、 委員十五人以内をもって組織する。

第五条 かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることがで

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とす

> 3 委員は、 再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその

職務を行うものとする。

職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす

る

6

を罷免することができる。

7

委員は、 在任中、 政党その他の政治的団体の役員となり、 又は積極的に政治運動を

(会長)

してはならない。

第六条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、 又は会長が欠けたときは、 会長があらかじめ指名する委員

(会議)

がその職務を代理する。

第七条 審査会は、会長が招集する。

会長は、審査会の議長となる。

2

3 審査会の会議は、 委員の過半数が出席しなければ、

4 審査会の議事は、 出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

開くことができない。

るところによる。

(専門委員)

第八条 審査会に、 専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

専門委員は、 学識経験のある者のうちから、知事が任命する

3 これらの規定中「委員」とあるのは、 第五条第二項から第七項までの規定は、専門委員に準用する。この場合において、 「専門委員」と読み替えるものとする。

(部会)

第九条 審査会は、 委員のうちから、審査会が指名する者三人をもって構成する部会で、 (会長への委任)

3 2 部会に、 部会長が招集する。

査請求に係る事件について調査審議する。

部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会の議長となる。

5 ない。 部会の会議は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ、開くことができ

6 ところによる。 部会の議事は、 出席委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、 議長の決する

7 審査会は、その議決により、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(審議手続の非公開 審査会及び前条第一項に規定する部会の行う審議の手続は、公開しない。

第十一条審査会の庶務は、 総務局において処理する。

第十二条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、 査会に諮って定める。

(審査会における資料交付に係る手数料

第十三条 法第八十一条第三項の規定により読み替えて準用される法第七十八条第四項 に規定する条例で定める手数料は、別表のとおりとする。

2 号に掲げるとおりとする。この場合においては、同条第三項及び第四項の規定を準用 により、前項の手数料を減額し、又は免除することができる場合は、第二条第二項各 法第八十一条第三項の規定により読み替えて準用される法第七十八条第五項の規定

第十四条 第五条第六項 した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 (第八条第三項において準用する場合を含む。) の規定に違反

則

この条例は、 法の施行の日から施行する。

7

別表 (第二条、 第十三条関係

を印刷物として出力したもの(単色刷り) き十円 電磁的記録に記録された事項を記載した書面 印刷物として出力したもの一枚につ

備考

枚として手数料の額を算定する。 この表において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一

格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。 のとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、 の)を交付する場合は、原則として日本工業規格A列三番までの用紙を用いるも 書面又は書類の写し (電磁的記録の場合においては、 印刷物として出力したも 日本工業規

東京都職員の退職管理に関する条例を公布する

会長が審

平成二十七年十二月二十四日

東京都知事 舛 添 要

●東京都条例第百二十七号

東京都職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法 とみなされる警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下単に「特 の規定に基づき、職員(法第三十八条の二第一項に規定する職員 いう。)第三十八条の二第八項、 定地方警務官」という。 九年法律第百六十二号)第五十六条の三の規定により法第四条第一項に規定する職員)を含む。 第三十八条の六第一項及び第二項並びに第六十五条 (昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」と)をいう。 以下同じ。) の退職管理に関し必要な (警察法

事項を定めるものとする

(再就職者による依頼等の規制

職務上の行為をするように、 は特定地方独立行政法人の役員又はこれらに類する者として人事委員会規則で定める 者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第 条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるも 律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者(以下単に「退職派遣者」とい 者であって引き続いて同条第三項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている 位に就いている者(特定地方警務官であった者にあっては、国家公務員法 項に規定する退職手当通算法人をいう。次条第二項及び第七条において同じ。)の地 て同じ。)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(法第三十八条の二第二 条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。次条第二項及び第七条におい あった者であって離職後に営利企業等(法第三十八条の二第一項に規定する営利企業 「年法律第百二十号)第百六条の二第四項に規定する退職手当通算予定職員であった 一条 法第三十八条の二第一項、 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)の職員若しく (当該職に就いていたときの職務に限る。) に属するものに関し、離職後二年間、 (以下「部課長等の職」という。) に離職した日の五年前の日より前に就いていた)を除く。)のうち、 及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法 以下同じ。)の地位に就いている者(退職手当通算予定職員(法第三十八 同項に規定する契約等事務であって離職した日の五年前の日より前の職 国家行政組織法 又はしないように要求し、又は依頼してはならない。 第四項及び第五項の規定によるもののほか、 (昭和二十三年法律第百二十号) 第二十一 (昭和二十 職員で

職として人事委員会規則に定めるものをいう。以下同じ。)に就いている者及び第六 第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる 条第二項の規定により任命権者により営利企業等へ情報が提供された職員を除く。 利害関係企業等 職員 (局長等の職 (営利企業等のうち、 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第百五十八条 職員の職務に利害関係を有するものとして

> てはならない。 位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束し じ。)の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、 業等若しくはその子法人(法第三十八条の二第一項に規定する子法人をいう。 人事委員会規則で定めるものをいう。 以下同じ。)に対し、 離職後に当該利害関係企 若しくは当該地 以下同

前項の規定は、 次に掲げる場合には、

2

退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合

退職派遣者となることが予定されている職員が、 派遣される予定の団体に対して

行う場合

四 三 情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することに ものに就いている職員が行う場合 承認(以下「利害関係企業等への求職活動の承認」という。)を得た職員が当該承 より公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として任命権者が行う に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する 職員が、利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地 在職する執行機関の組織等の意思決定の権限を実質的に有しない職と認められる

、職員であった者に対する求職の規制

認に係る利害関係企業等に対して行う場合

第四条 者を除く。以下この条において同じ。)に対し、離職後二年間、 として人事委員会規則で定めるものをいう。)に対し、当該利害関係にあった企業等 若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、 業等(営利企業等のうち職員であった者の離職時の職務に利害関係を有していたもの しくは約束しないよう求めることができる。 しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、 任命権者は、 職員であった者 (離職日の前日において局長等の職に就いていた 又は当該地位に就くことを要求し、 自己に関する情報を提供し、 利害関係にあった企 若 若

2 に有しない職と認められるものに就いていた職員であった者が行う場合には、 前項の規定は、 離職時に在職していた執行機関の組織等の意思決定の権限を実質的 適用し

ない。

(局長等の職に就いている職員等に対する求職の規制)

第五条 2 その職務の重要性に鑑み、離職後二年間、利害関係にあった企業等(営利企業等のう 若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、 として人事委員会規則で定めるものをいう。)に対し、当該利害関係にあった企業等 ち局長等の職及び部課長等の職に就いていたときの職務に利害関係を有していたもの する利害関係企業等に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位 しくは約束しないよう求めることができる。 しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、 に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情 ている又は就いていたときの職務並びに部課長等の職に就いていたときの職務に関連 任命権者は、 の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。 局長等の職に就いている職員は、その職務の重要性に鑑み、局長等の職に就い 職員のうち離職日の前日において局長等の職に就いていた者に対し、 自己に関する情報を提供し、 若

2

ければならない。

(任命権者による職員の推薦及び人材情報の提供)

た者を推薦することができる。体(以下「適材推薦団体」という。)を選定し、当該任命権者の職員又は職員であっ体(以下「適材推薦団体」という。)を選定し、当該任命権者の職員又は職員であった者を推薦することが必要と認められる団第六条 任命権者は、都政の一体的、効率的かつ効果的な運営を行うため、適切な人材

することができる。があった場合は、当該営利企業等に対し求人内容と合致する職員に関する情報を提供があった場合は、当該営利企業等(適材推薦団体を除く。)から、職員に係る求人の申込み2.任命権者は、営利企業等(適材推薦団体を除く。)から、職員に係る求人の申込み

に実施することができなかった場合は、当該職員の離職後に実施することができる。3 前項に定める人材情報の提供について、やむを得ない事情により当該職員の在職中

ないことにより公務の公正性の確保に支障が生じない者と任命権者が認めるものを除を行使しない職員として人事委員会規則に定めるもの及び任命権者への届出がなされく予定にある者、引き続いて退職派遣者となる予定にある者、実質的に行政上の権限第七条 職員(退職手当通算予定職員であって引き続いて退職手当通算法人の地位に就

9

定めるところにより、速やかに、任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なれられる者となる場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則でを得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就くことを約束した場合は、日々雇い入く。)は、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就くことを約束した場合(報酬

一 離職日の前日において管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定める。 あった者(退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人の 地位に就いている者及び引き続いて退職派遣者となった者を除く。以下「管理又は監督の地位にある職員であった者」という。)は、離職後二年間、営利企業以外の法人 その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に 就いた場合は、前項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となった 就いた場合は、前項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となった 場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定める 事項を届け出なければならない。

(公表)

ない。

であった者から届出を受けた事項について、毎年度一回、知事に報告しなければなら
「項の規定により管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員 第八条 任命権者(次条第二項各号に掲げる任命権者に限る。)は、前条第一項及び第

2 知事は、前項の規定による報告を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を公表

する。

3 職員の職務に支障を及ぼすおそれがないと認めるものについて、毎年度一回、 は管理又は監督の地位にある職員であった者から届出を受けた事項のうち、 警視総監は、 前条第一項及び第二項の規定により管理又は監督の地位にある職員又 警視庁の 公表す

4 は管理又は監督の地位にある職員であった者から届出を受けた事項について、毎年度 消防総監は、前条第一項及び第二項の規定により管理又は監督の地位にある職員又

(東京都職員人材バンクの設置)

回、人事委員会規則で定める事項を公表する。

第九条 とを目的として、東京都職員人材バンク(以下「人材バンク」という。)を置く。 職員の再就職を適正に管理するに際し、次に掲げる事項に関する事務を行うこ

利害関係企業等への求職活動の承認

第六条第一項に規定する任命権者による適材推薦団体への推薦

第六条第二項に規定する営利企業等からの求人の申込みの受付及び任命権者によ

る人材情報の提供

第七条に規定する任命権者への届出

Ħ. その他退職管理の適正確保に関する事務

2 人材バンクは、 次に掲げる任命権者の職員又は職員であった者を対象とする。

知事

都議会議長

選挙管理委員会

 \equiv

四 代表監査委員

Ŧi. 教育委員会

人事委員会

七 海区漁業調整委員会

公営企業管理者

3 人材バンクの運営における第一項に規定する事務に関して必要な事項については、

東京都規則で定める。

(東京都退職管理委員会の設置

委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第十条

職員の再就職の公正性の確保のため、

知事の附属機関として、

東京都退職管理

委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2

3

ならない。

任命権者は、 次に掲げる事項を行う場合には、あらかじめ委員会に諮問しなければ

密接な関連を有する業務として人事委員会規則に定めるものに係る人事委員会に対 法第三十八条の二第六項第一号に規定する地方公共団体又は国の事務又は事業と

利害関係企業等への求職活動の承認

する申請

第六条第 一項に規定する適材推薦団体の選定

四 第六条第二項に規定する人材情報の提供

4 の諮問について知事に委任することができる。 前条第二項第二号から第八号までに掲げる任命権者は、前項の規定による委員会へ

5 委員会は、 第三項に掲げる事項の審議のほか、職員の退職管理の適正確保に関する

事項について、

6 委員会は、 前条第二項各号に掲げる任命権者の職員又は職員であった者を審議の対

任命権者から報告を受けることができる。

(委員会の組織)

象とする。

第十一条 委員会は、委員三人以上七人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする

委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

委員長は、会務を総理し、 委員会を代表する。

4 3

5 委員長に事故があるときは、 あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の委嘱

第十二条 委員は、 をすることができる者であって、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有 するもののうちから、 人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断 知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、

3 委員は、 任を妨げない。

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす

十条第一項中

「職員」とあるのは「東京消防庁の職員」と、

「知事の附属機関として、

第十三条 知事は、 (委員の解職

委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解職すること

破産手続開始の決定を受けたとき。

 \equiv 心身の故障により職務を執行することができないと認められるとき。 禁錮以上の刑に処せられたとき

四 前条第三項前段の規定に違反したとき。

Ŧī. して職務を執行することが著しく不適当であると知事が認めるとき。 前各号に掲げるもののほか、委員による職務上の義務違反その他引き続き委員と

第十四条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 東京都規則で定める。

(委員会の組織及び運営の細目)

第十五条 警視総監及び警視庁の職員又は職員であった者には、第九条から前条までの (警視庁の職員等に関する特例

東

2 規定は、適用しない。 特定地方警務官又は特定地方警務官であった者には、第三条から第五条まで、第七

3 特定地方警務官又は特定地方警務官であった者に対する第六条の規定の適用につい 第八条及び第十七条の規定は、 適用しない。

「任命権者は」とあるのは「警視総監は」と、 「当該任命権者の」とあるのは

4 警視総監の」とする。 警視総監は、 警視庁の職員の退職管理を行うために必要と認められる措置を講ずる

ことができる。

第十六条 第十条第一項から第三項まで及び同条第五項並びに第十一条から第十四条ま (東京消防庁の職員に関する読替え等)

東京消防庁の職員の退職管理について準用する。

この場合において、

第

11

1 (施行期日) 経過措置 第十四条まで並びに第十五条第一項の規定は、公布の日から施行する。 だし、第十条第一項、 この条例は、 平成二十八年四月一日 第 項、 第三項第一号及び第三号並びに第四項、 (以下「施行日」という。)から施行する。

第十一条から

第十七条の規定は、 施行日前に離職した職員には、 適用しない

3

東京都退職管理委員会」とあるのは 定める」と読み替えるものとする。 は「消防総監」と、第十四条中「東京都規則で定める」とあるのは「消防総監が別に 「任命権者」とあるのは「消防総監」と、 「東京消防庁退職管理委員会」と、 第十二条及び第十三条中「知事」とあるの 同条第三項中

ずることができる。 消防総監は、 東京消防庁の職員の退職管理を行うために必要と認められる措置を講

2

第十七条 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、 十万円

(その他) 以下の過料に処する。

第十八条 法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 則

2 職員については、第七条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)中「前 項の規定による届出を行った場合」とあるのは、 三十一日以後に離職した職員について適用する。この場合において、 の再就職情報を把握している場合」とする。 第四条、 第五条第二項並びに第七条第二項及び第三項の規定は、平成二十八年三月 「従前の例により任命権者が当該者 同日に離職した

審理、 喚問、 聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例

平成二十七年十二月二十四日

部を改正する条例を公布する。

東京都知事

添

要

●東京都条例第百二十八号

する条例の一部を改正する条例審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関

(昭和三十一年東京都条例第七十六号)の一部を次のように改正する。審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例

別表八の項を次のように改める。

により出頭した参考人又は鑑定人場合を含む。)又は同法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条の規定人「行政不服審査法第三十四条(同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する人

队則

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

東

東京都知事 舛 添 要

●東京都条例第百二十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ように改正する。 第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)の一部を次の

附則第五項中「第九条」を「第十条第二項」に改め、「助手、」を削る。
五」を「百分の四十」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の三十七・五」を「百分の百五、」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項第二十一条の二第二項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の第二十一条の二第二項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第5条関係)

行 政 職 給 料 表

イ 行政職給料表(一)

員 区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5級
7	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	P
	1	140, 300	198, 500	224, 800	284, 000	494, 000
	2	141, 300	200, 400	226, 700	286, 400	508, 900
	3	142, 400	202, 300	228, 600	288, 800	517, 800
	4	143, 500	204, 200	230, 500	291, 100	526, 700
	5	144, 600	206, 100	232, 500	293, 400	
	6	145, 700	208, 000	234, 400	295, 800	
	7	146, 800	209, 800	236, 300	298, 200	
	8	147, 900	211, 700	238, 300	300, 500	
	9	148, 900	213, 700	240, 300	302, 900	
	10	149, 900	215, 600	242, 300	305, 400	
	11	151,000	217, 400	244, 300	307, 800	
	12	152, 100	219, 300	246, 300	310, 300	
	13	153, 200	221, 300	248, 300	312, 700	
	14	154, 500	223, 200	250, 400	315, 200	
ļ	15	155, 800	225, 000	252, 500	317, 700	
耳 壬	16	157, 100	226, 900	254, 600	320, 100	
Ħ	17	158, 500	228, 900	256, 800	322, 600	
t l	18	160, 700	230, 800	259, 000	325, 200	
以作	19	162, 900	232, 600	261, 200	327, 900	
り	20	165, 200	234, 500	263, 400	330, 500	
能	21	167, 500	236, 500	265, 600	333, 100	
İ	22	169, 400	238, 400	267, 800	335, 800	
	23	171, 300	240, 200	270, 000	338, 500	
	24	173, 200	242, 100	272, 200	341, 200	
	25	175, 100	244, 100	274, 500	343, 900	
	26	177, 100	246, 000	276, 800	346, 600	
	27	179, 100	247, 800	279, 100	349, 300	
	28	181, 100	249, 700	281, 400	352, 100	
	29	183, 100	251, 700	283, 700	354, 900	
	30	185, 100	253, 800	286, 000	357, 900	
	31	187, 200	255, 800	288, 400	360, 800	
	32	189, 300	257, 900	290, 700	363, 700	
	33	191, 500	259, 900	293, 000	366, 700	
	34	193, 600	261, 800	295, 400	369, 600	
	35	195, 600	263, 700	297, 800	372, 400	
-	36	197, 600	265, 600	300, 100	375, 200	

東		都	公	報
₩	尔	-An	<i>'</i> /\'	ΥV

	37	199, 600	267, 400	302, 500	377, 800	
	38	201, 500	269, 200	304, 900	380, 400	
	39	203, 300	271, 000	307, 300	382, 800	
	40	205, 000	272, 900	309, 800	385, 300	
	41	206, 800	274, 700	312, 200	387, 800	
	42	208, 600	276, 600	314, 600	390, 200	
	43	210, 400	278, 400	317, 100	392, 600	
	44	212, 100	280, 200	319, 500	395, 000	
	45	213, 800	282, 000	322, 000	397, 500	
	46	215, 600	283, 800	324, 500	399, 900	
	47	217, 300	285, 600	327, 000	402, 200	
	48	219, 000	287, 400	329, 600	404, 500	
	49	220, 700	289, 200	332, 200	406, 900	
	50	222, 400	291, 000	334, 900	409, 300	
	51	224, 100	292, 800	337, 600	411, 600	
	52	225, 800	294, 600	340, 300	413, 800	
	53	227, 400	296, 400	343, 000	415, 900	
	54	229, 100	298, 200	345, 600	417, 900	
	55	230, 800	300, 000	348, 100	420, 000	
	56	232, 500	301, 700	350, 500	422, 000	
	57	234, 100	303, 400	352, 800	423, 900	
	58	235, 700	305, 100	355, 100	425, 800	
	59	237, 400	306, 800	357, 300	427, 600	
	60	239, 000	308, 500	359, 400	429, 400	
	61	240, 600	310, 200	361, 400	431, 200	
	62	242, 200	311, 800	363, 400	432, 700	
	63	243, 900	313, 500	365, 400	433, 800	
	64	245, 500	315, 100	367, 300	434, 700	
		247 100	316, 600	369, 200	435, 600	
	65	247, 100				
	66	248, 800	318, 200	371,000	436, 400 437, 100	
	67 68	250, 400 252, 000	319, 700 321, 300	372, 700 374, 300	437, 100	
	69	253, 600	322, 800	375, 900	438, 500	
	70	255, 300	324, 300	377, 000	439, 200	
	71	256, 900	325, 700	378, 100	439, 900	
	72	258, 500	327, 100	379, 000	440, 600	
	73	260, 100	328, 600	379, 900	441, 300	
	74	261, 700	330, 100	380, 800	442, 000	
	75	263, 400	331, 500	381, 700	442, 700	
	76	265, 000	332, 900	382, 500	443, 300	
	77	266, 600	334, 200	383, 300	443, 900	
	78	268, 200	335, 500	384, 100	444, 600	
1	79	269, 800	336, 700	384, 900	445, 200	
	80	271, 300	337, 800	385, 700	445, 800	

81	272, 800	338, 800	386, 500	446, 400	
82	274, 400	339, 800	387, 200	447, 000	
83	275, 900	340, 800	387, 900	447, 600	
84	277, 400	341, 700	388, 500	448, 200	i.
85	278, 900	342, 500	389, 100	448, 800	
86	280, 500	343, 400	389, 700	449, 400	
87	282, 000	344, 100	390, 300	450, 000	
88	283, 500	344, 800	390, 900	450, 500	
89	285, 000	345, 500	391, 500	451,000	
90	286, 400	346, 100	392, 100	451, 600	
91	287, 900	346, 600	392, 700	452, 100	
92	289, 400	347, 000	393, 200	452, 600	
93	290, 800	347, 500	393, 700	453, 100	
94	292, 200	348, 000	394, 300	453, 600	
95	293, 600	348, 500	394, 800	454, 100	
96	295, 000	349, 000	395, 300	454, 600	
30	230, 000	015, 000	000,000	101, 000	
97	296, 400	349, 400	395, 800	455, 000	
98	297, 700	349, 900	396, 300		
99	298, 900	350, 300	396, 800		
100	300, 200	350, 800	397, 300		
101	301, 400	351, 300	397, 800		
102	302, 600	351, 700	398, 300		
103	303, 800	352, 200	398, 800		
104	304, 900	352, 700	399, 300		
105	306, 000	353, 100	399, 700		
105 106	306, 900	353, 500	400, 200		
107	307, 800	353, 900	400, 700		
108	308, 700	354, 300	401, 100		
100	300, 100		101, 100		
109	309, 500	354, 700	401, 500		
110	310, 200	355, 100	402, 000		
111	310, 900	355, 500	402, 500		
112	311, 600	355, 900	402, 900		
113	312, 300	356, 300	403, 300		
114	312, 700	356, 700	403, 800		
115	313, 200	357, 100	404, 300		
116	313, 700	357, 500	404, 700		
117	314, 100	357, 900	405, 100		
118	314, 500	358, 300	405, 600		
119	314, 800	358, 700	406, 000		
120	315, 100	359, 100	406, 400		
121	315, 400	359, 500	406, 800		
122	315, 800	359, 800	407, 300		
123	316, 100	360, 200	407, 700		
124	316, 400	360, 600	408, 100		

再任 用職 員		198, 300	230, 400	271, 000	313, 000	429, 1
	153	325, 500				
	152	325, 200				
	151	324, 900				
	150	324, 600				
	149	324, 300				
	148	324, 000				
	147	323, 700				
	146	323, 400				
	145	323, 100				
	144	322, 800				
	143	322, 500				
	142	322, 200		110, 100		
	141	321, 900		415, 100		
	140	321, 600		414, 700		
	139	321, 300		414, 300		
	138	320, 900		413, 900		
	137	320, 600		413, 500		
	136	320, 300		413, 100		
	135	320, 000		412, 700		
	134	319, 700		412, 300		
	133	319, 300		411, 900		
	132	319, 000		411, 500		
	131	318, 700		411, 100		
	130	318, 400		410, 700		
	129	318, 000	362, 500	410, 200		
	128	317, 700	362, 100	409, 800		
	126 127	317, 100 317, 400	361, 300 361, 700	409, 400		
	125	316, 700	361,000	408, 500 409, 000		

- 備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。
 - 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事委員会規則で定めるものの 給料月額は、この表の額にかかわらず、156,100円とする。
 - 3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

口 :	行政職給料表(二)

散員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
か区一分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	131, 900	226, 900	265, 800	297, 400
	2	132, 400	228, 800	267, 600	299, 500
	3	132, 900	230, 500	269, 400	301, 600
	4	133, 400	232, 300	271, 200	303, 700
	5	133, 900	234, 000	273, 000	305, 800
	6	134, 400	235, 600	274, 900	307, 900
	7	134, 900	237, 300	276, 700	310,000
	8	135, 500	238, 900	278, 500	312, 100
	9	136, 100	240, 500	280, 400	314, 100
	10	136, 600	242, 100	282, 300	316, 100
	11	137, 300	243, 700	284, 100	318, 100
	12	137, 900	245, 300	285, 900	320, 100
ŀ	13	138, 500	246, 900	287, 700	322, 000
İ	14	139, 300	248, 500	289, 400	324, 000
	15	140, 200	250, 100	291, 100	325, 900
耳	16	141, 100	251, 700	292, 800	327, 800
再 壬 用 職	17	142, 000	253, 300	294, 500	329, 700
散	18	143, 100	254, 900	296, 300	331, 600
Ž	19	144, 300	256, 500	297, 900	333, 500
製みれの	20	145, 500	258, 100	299, 600	335, 500
職員					
	21	146, 700	259, 700	301, 300	337, 300
	22	147, 900	261, 300	302, 900	339, 200
	23	149, 100	262, 900	304, 500	341, 000
	24	150, 300	264, 500	306, 100	342, 800
	25	151, 500	266, 100	307, 700	344, 600
	26	152, 900	267, 700	309, 200	346, 300
	27	154, 400	269, 400	310, 700	347, 900
	28	155, 900	271, 000	312, 100	349, 500
	29	157, 400	272, 500	313, 500	351, 100
	30	159, 000	274, 100	315, 000	352, 300
	31	160, 600	275, 600	316, 400	353, 500
	32	162, 200	277, 000	317, 800	354, 700
	33	163, 900	278, 500	319, 200	355, 900
	34	165, 500	280, 000	320, 600	357, 000
	35	167, 200	281, 300	322, 000	358, 000
	36	168, 900	282, 700	323, 300	359, 100

(増刊 83) 東京都公報 平成27年12月24日(木曜		7年12月24日(木曜日) 18			
	37	170, 600	284, 000	324, 600	360, 100
	38	172, 200	285, 400	325, 800	361, 100
	39	173, 900	286, 800	327,000	362,000
	40	175, 600	288, 000	328, 100	362, 900
	41	177, 300	289, 300	329, 300	363, 800
	42	178, 800	290, 500	330, 300	364, 600
	43	180, 200	291, 700	331, 200	365, 400
	44	181,600	292, 800	332, 100	366, 200
	45	183, 000	293, 900	333, 000	366, 900
	46	184, 400	294, 900	333, 900	367, 500
	47	185, 800	295, 900	334, 700	368, 100
	48	187, 200	296, 900	335, 500	368, 700
	49	188, 500	297, 900	336, 300	369, 200
	50	189, 800	298, 900	337, 100	369, 700
	51	191,000	299, 800	337, 800	370, 100
			300, 700	338, 500	370, 500
	52	192, 200	300, 700	336, 300	370, 300
	53	193, 300	301,600	339, 200	370, 900
	54	194, 800	302, 500	339, 900	371, 300
	55	196, 300	303, 400	340, 500	371, 700
	56	197, 800	304, 200	341, 100	372, 100
	57	199, 300	305, 000	341, 700	372, 400
	58	200, 600	305, 800	342, 200	372, 800
	59	202, 200	306, 600	342, 700	373, 200
	60	203, 700	307, 400	343, 200	373, 600
	61	205, 100	308, 200	343, 600	373, 900
	62	206, 700	308, 800	344, 000	374, 300
	63	208, 200	309, 400	344, 400	374, 700
	64	209, 700	310,000	344, 800	375, 000
	65	211, 100	310, 600	345, 200	375, 300
	i			345, 600	375, 700
	66	212, 600	311, 200		376, 100
	67 68	214, 100 215, 600	311, 800 312, 400	346, 000 346, 400	376, 400
	69	217, 000	312, 900	346, 700	376, 700
	70	218, 500	313, 500	347, 100	377, 100
	71	220, 100	314, 000	347, 500	377, 400
	72	221, 400	314, 500	347, 800	377, 700
	73	222, 800	315,000	348, 100	378, 000
	74	224, 300	315, 500	348, 500	378, 300
	75	225, 800	316, 000	348, 800	378, 600
	76	227, 200	316, 500	349, 100	378, 900
	77	228, 600	316, 900	349, 400	379, 200
	78	230, 000	317, 400	349, 800	379, 500
	79	231, 400	317, 800	350, 100	379, 800
	80	232, 900	318, 200	350, 400	380, 100

	81	234, 200	318, 600	350, 700	380, 400	
	82	235, 600	319, 000	351,000	380, 700	
	83	237, 200	319, 400	351, 300	381,000	
	84	238, 600	319, 700	351,600	381, 300	
	85	240, 000	320, 000	351, 900	381, 600	
	86	240, 500	320, 400	352, 200	381, 900	
	87					
		242, 900	320, 800	352, 500	382, 200	
	88	244, 400	321, 100	352, 800	382, 500	
	89	245, 800	321, 400	353, 100	382, 800	
	90	247, 200	321, 800	353, 400	383, 100	
	91	248, 600	322, 100	353, 700	383, 400	
	92	250, 000	322, 400	354, 000	383, 700	
	93	251, 400	322, 700	354, 300	384, 000	
	94	252, 900	323, 100	354, 600	384, 300	
	95	254, 300	323, 400	354, 900	384, 600	
	96	255, 600	323, 700	355, 200	384, 900	
	97	256, 800	324, 000	355, 500	385, 200	
	98	258, 200	324, 400	355, 800	385, 500	
	99	259, 600	324, 700	356, 100	385, 800	
	100	261, 000	325, 000	356, 400	386, 100	
	101	262, 100	325, 200	356, 700	386, 400	
	102	263, 400	325, 500	357, 000	386, 700	
	103	264, 700	325, 800	357, 300	387, 000	
	104	265, 900	326, 100	357, 600	387, 300	
				257,000	207, 200	
	105	267, 100	326, 400	357, 900	387, 600	
	106	268, 100	326, 800	358, 200	387, 900	
	107	269, 100	327, 100 327, 300	358, 500	388, 200	
	108	270, 100	321, 300	358, 800	388, 500	
	109	271, 100	327, 600	359, 100	388, 800	
	110	272, 100	327, 900	359, 400	389, 100	
	111	273, 100	328, 200	359, 700	389, 400	
	112	273, 800	328, 500	360, 000	389, 700	
	113	274, 700	328, 800	360, 300	390, 000	
	114	275, 500	329, 100	360, 600	390, 300	
	115	276, 300	329, 400	360, 900	390, 600	
	116	277, 100	329, 700	361, 200	390, 900	
	117	277, 800	330, 000	361,500	391, 200	
	118	278, 400	330, 300	361,800	391, 500	
	119	279, 000	330, 600	362, 100	391, 800	
	120	279, 600	330, 900	362, 400	392, 100	
	121	280, 100	331, 200	362, 700	392, 400	
	121	280, 100	331, 200	363, 000	392, 700	
	123	281, 000	331, 800	363, 300	393, 000	
	124	281, 400	332, 100	363, 600	393, 300	
	121	251, 100	222, 100	200, 000	300, 000	
•						

增刊 83)		東京	都 公 報	平成27年12	2月24日(木曜日)
	125	281, 800	332, 400	363, 900	393, 600
	126	282, 200	332, 700	364, 200	393, 900
	127	282, 600	333, 000	364, 500	394, 200
	128	283, 000	333, 300	364, 800	394, 500
	129	283, 300	333, 600	365, 100	394, 800
	130	283, 700	333, 900	365, 400	395, 100
	131	284, 100		365, 700	395, 400
	132	284, 500	334, 200 334, 500	366, 000	395, 700
	133	284, 800	334, 800	366, 300	396, 000
	134	285, 100	335, 100	366, 600	396, 300
	135	285, 400	335, 400	366, 900	396, 600
	136	285, 700	335, 700	367, 200	396, 900
	137	286, 000	336, 000	367, 500	397, 200
	138	286, 300	336, 300	367, 800	397, 500
	139	286, 600	336, 600	368, 100	397, 800
	140	286, 900	336, 900	368, 400	398, 100
	141	287, 200	337, 200	368, 700	398, 400
	142	287, 500	337, 500	369, 000	398, 700
	143	287, 800	337, 800	369, 300	399, 000
	144	288, 100	338, 100	369, 600	399, 300
	145	288, 400	338, 400	369, 900	399, 600
	146	288, 700	338, 700	370, 200	399, 900
	147	289, 000	339, 000	370, 500	400, 200
	148	289, 300	339, 300	370, 800	400, 500
	149	289, 600	339, 600	371, 100	400, 800
	150	289, 900	339, 900	371, 400	,
	151	290, 200	340, 200	371, 700	
	152	290, 500	340, 500	372, 000	
	153	290, 800	340, 800	372, 300	
		291, 100	341, 100	372, 600	
	154				
	155 156	291, 400 291, 700	341, 400 341, 700	372, 900 373, 200	
	157	292, 000	342,000	373, 500	
	158	292, 300	342, 300	373, 800	
	159	292, 600	342, 600	374, 100	
	160	292, 900	342, 900	374, 400	
	161	293, 200	343, 200	374, 700	
	162	293, 500	343, 500	375, 000	
	163	293, 800	343, 800	375, 300	
	164	294, 100	344, 100	375, 600	1
	165	294, 400	344, 400	375, 900	
	166	294, 700	344, 700	376, 200	
	167	295, 000	345, 000	376, 500	
	168	295, 300	345, 300	376, 800	

平成27年12月	124日(木曜日)	東京	都 公 報		(増刊
	169	295, 600	345, 600	377, 100	1
	170	295, 900	345, 900	377, 400	
	171	296, 200	346, 200	377, 700	
	172	296, 500	346, 500	378, 000	
	173	296, 800	346, 800	378, 300	
	174	297, 100	347, 100	378, 600	
	175	297, 400	347, 400	378, 900	
	176	297, 700	347, 700	379, 200	
	177	298, 000	348, 000	379, 500	
	178	298, 300	348, 300	379, 800	
	179	298, 600	348, 600	380, 100	:
	180	298, 900	348, 900	380, 400	
	101	000 000	340, 800	200 700	
	181	299, 200	349, 200	380, 700	
	182	299, 500	349, 500	381,000	
	183	299, 800	349, 800	381, 300	
	184	300, 100	350, 100	381,600	
	185	300, 400	350, 400	381, 900	
	186	300, 700	350, 700	382, 200	
	187	301,000	351, 000	382, 500	
	188	301, 300	351, 300	382, 800	
	189	301, 600	351, 600	383, 100	
	190	301, 900	351, 900	383, 400	
	191	302, 200	352, 200	383, 700	
	192	302, 500	352, 500	384, 000	
	132	002,000	002, 000		
	193	302, 800	352, 800	384, 300	
	194	303, 100	353, 100		
	195	303, 400	353, 400		
	196	303, 700	353, 700		
	197	304, 000	354, 000		
	198	304, 300	354, 300		
	199	304, 600	354, 600		
	200	304, 900	354, 900		
	201	205 200	355 300		
	201	305, 200	355, 200		
	202	305, 500 305, 800	355, 500 355, 800		
	203	306, 100	356, 100		
	204	300, 100	330, 100		
	205	306, 400	356, 400		
	206	306, 700	356, 700		
	207	307, 000	357, 000		
	208	307, 300	357, 300		
	209	307, 600	357, 600		
	210	307, 900	357, 900		
	211	308, 200	358, 200		
	212	308, 500	358, 500		
	214	500, 500	200, 000		

東	京	都	公	報	平成27年12月24日	(木曜日)	22
	1				I		

(増刊 83)		東	京 都 公	報	平成27年12月24日(木曜日) 22
	213	308, 800	358, 8	800	
	214	309, 100	359, 1		
	215	309, 400	359, 4	100	
	216	309, 700	359, 7	'00	
	217	310, 000	360,0	000	
	218	310, 300	360, 3		
	219	310, 600	360, 6	600	
	220	310, 900	360, 9	000	
	221	311, 200	361, 2	200	
	222	311, 500	361, 5		
	223	311, 800	361, 8	800	
	224	312, 100	362, 1	.00	
	225	312, 400	362, 4	100	
	226	312, 700	,		
	227	313, 000			
	228	313, 300			
	229	313, 600			
	230	313, 900			
	231	314, 200			
	232	314, 500			
	233 234	314, 800 315, 100			
	235	315, 400			
	236	315, 700			
	237	316, 000			
	238 239	316, 300 316, 600			
	240	316, 900			
	241	317, 200			
	242	317, 500			
	243 244	317, 800 318, 100			
	245	318, 400			
	246	318, 700			
	247	319,000			
	248	319, 300			
	249	319, 600			
	250	319, 900			
	251	320, 200			
	252	320, 500			
	253	320, 800			
	254	321, 100			
	255	321, 400			
	256	321, 700			
1 1	,		•	,	,

再任 用職 員		208, 100	222, 400	242, 600	274, 000
	273	326, 800			
	272	326, 500			
	271	326, 200			
	270	325, 900			
	269	325, 600			
	268	325, 300			
	267	325, 000			
	266	324, 700			
	265	324, 400			
	264	324, 100			
	263	323, 800			
	262	323, 500			
	261	323, 200			
	260	322, 900			
	259	322, 600			
	258	322, 300			
	257	322, 000			

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定め るものに適用する。

別表第二(第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
の区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	PI	Ħ	円	円	円	円
	1	165, 100	172, 300	193, 700	201, 100	225, 000	247, 700	284, 800	311, 800	434, 800
	2	166, 400	173, 800	196, 000	202, 900	226, 800	249, 700	287, 100	314, 200	438, 000
	3	167, 800	175, 300	198, 300	204, 700	228, 700	251, 600	289, 300	316, 600	441, 200
	4	169, 200	176, 800	200, 500	206, 500	230, 600	253, 600	291, 400	319, 100	444, 300
	5	170, 600	178, 300	202, 700	208, 300	232, 500	255, 700	293, 600	321, 600	447, 300
	6	172, 200	179, 900	204, 600	210, 100	234, 400	257, 800	295, 800	324, 000	449, 900
	7	173, 900	181, 500	206, 500	211, 900	236, 300	259, 900	298, 000	326, 500	452, 500
	8	175, 600	183, 100	208, 400	213, 700	238, 200	262, 000	300, 200	328, 900	455, 100
	9	177, 300	184, 700	210, 200	215, 600	240, 100	264, 100	302, 400	331, 400	457, 700
	10	179, 000	186, 800	212, 100	217, 400	242, 000	266, 200	304, 600	333, 900	459, 600
	11	180, 700	189, 000	214, 000	219, 200	243, 900	268, 300	306, 800	336, 400	461, 500
	12	182, 400	191, 200	215, 900	221, 100	245, 800	270, 400	309, 000	339, 000	463, 300
	13	184, 200	193, 500	217, 700	223, 000	247, 800	272, 500	311, 200	341,600	465, 100
	14	186, 300	195, 800	219, 600	224, 800	249, 700	274, 600	313, 500	344, 100	466, 700
	15	188, 500	198, 000	221, 400	226, 600	251, 700	276, 700	315, 800	346, 700	468, 300
再任	16	190, 800	200, 200	223, 200	228, 500	253, 700	278, 800	318, 100	349, 300	469, 900
用	17	193, 100	202, 400	225, 000	230, 400	255, 700	280, 900	320, 400	351, 900	471, 500
職員	18	195, 400	204, 300	226, 800	232, 200	257, 600	283, 000	322, 800	354, 500	473, 000
以外	19	197, 600	206, 300	228, 600	234, 100	259, 600	285, 100	325, 200	357, 200	474, 500
の職	20	199, 800	208, 300	230, 400	236, 000	261, 600	287, 200	327, 600	359, 900	475, 900
員	21	202, 000	210, 200	232, 200	237, 900	263, 600	289, 400	330, 100	362, 600	477, 300
	22	204, 100	211, 900	234, 000	239, 800	265, 600	291, 500	332, 600	365, 300	478, 700
	23	206, 200	213, 700	235, 800	241, 700	267, 600	293, 600	335, 000	368, 000	480, 100
	24	208, 200	215, 500	237, 600	243, 600	269, 600	295, 800	337, 400	370, 700	481, 400
	25	210, 100	217, 200	239, 400	245, 500	271, 600	298, 000	339, 800	373, 500	482, 700
	26	211, 800	218, 900	241, 200	247, 400	273, 600	300, 200	342, 200	376, 300	484, 000
	27	213, 500	220, 600	243, 000	249, 300	275, 600	302, 300	344, 600	379, 200	485, 300
	28	215, 200	222, 300	244, 700	251, 200	277, 600	304, 500	347, 000	382, 200	486, 600
	29	216, 800	223, 900	246, 400	253, 100	279, 700	306, 600	349, 500	385, 200	487, 900
	30	218, 500	225, 500	248, 200	255,000	281, 700	308, 800	351, 900	387, 900	489, 100
	31	220, 200	227, 100	250, 000	256, 900	283, 800	311, 000	354, 300	390, 600	490, 300
	32	221, 900	228, 700	251, 700	258, 800	285, 900	313, 200	356, 700	393, 300	491, 400
	33	223, 500	230, 300	253, 400	260, 700	288, 000	315, 400	359, 200	395, 900	492, 500
	34	225, 000	231, 900	255, 200	262, 600	290, 000	317, 600	361, 700	398, 600	493, 700
	35	226, 500	233, 500	257, 000	264, 700	292, 100	319, 800	364, 200	401, 200	494, 800
	36	227, 900	235, 000	258, 700	266, 700	294, 200	322, 000	366, 700	403, 800	495, 900
		,	,	,	,	-,	, , , , ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		- ,,

	81	286, 900	303, 400	331, 200	350, 100	382, 100	407, 100	441,300	464, 100	
	82	288, 200	304, 800	332, 400	351, 500	383, 400	408, 300	442, 000	464, 600	
	83	289, 500	306, 200	333, 600	352, 900	384, 700	409, 400	442, 700	465, 100	
	84	290, 700	307, 600	334, 700	354, 300	386, 000	410, 500	443, 300	465, 600	
	85	291, 900	309, 000	335, 900	355, 700	387, 300	411, 500	443, 900	466, 000	
	86	293, 200	310, 300	337, 100	357, 000	388, 500	412, 300	444, 600	466, 500	
	87	294, 500	311,600	338, 200	358, 400	389, 600	413, 100	445, 200	467, 000	
	88	295, 700	312, 800	339, 400	359, 800	390, 800	413, 900	445, 800	467, 500	
			,	,	,	,			111, 111	
	89	296, 900	314, 000	340, 500	361, 100	391, 900	414, 600	446, 400	467, 900	
	90	298, 000	315, 100	341,600	362, 500	392, 800	415, 300	447, 000	468, 300	
	91	299, 100	316, 200	342, 700	363, 900	393, 600	416, 000	447, 600	468, 800	
1	92	300, 200	317, 300	343, 700	365, 200	394, 400	416, 700	448, 100	469, 300	
	93	301, 300	318, 300	344, 800	366, 500	395, 100	417, 300	448, 600	469, 800	
	94	302, 400	319, 400	345, 900	367, 800	395, 900	418, 000	449, 200	470, 200	
	95	303, 400	320, 500	347, 000	369, 000	396, 600	418, 700	449, 700	470, 700	
	96	304, 400	321, 500	348, 100	370, 200	397, 300	419, 300	450, 200	471, 200	
	05	905 100	900 500	940 700	971 400	200 000	410.000	450.000	471 700	
	97	305, 400	322, 500	349, 100	371, 400	398, 000	419, 900	450, 600	471, 700	
	98	306, 400	323, 600	350,000	372, 400	398, 700	420, 600	451, 100	472, 100	
	99	307, 400	324, 600	351,000	373, 300	399, 400	421, 200	451,600	472, 600	
	100	308, 400	325, 600	352, 000	374, 300	400, 000	421, 800	452, 100	473, 100	
	101	309, 400	326, 600	352, 900	375, 200	400, 700	422, 400	452, 500	473, 600	
	102		327, 700	353, 900	376, 100	401, 400	423, 100	453, 000	474, 000	
	103		328, 700	354, 800	376, 900	402, 100	423, 700	453, 500	474, 500	
	104		329, 700	355, 700	377, 600	402, 800	424, 300	453, 900	475, 000	
	105		330, 700	356, 500	378, 300	403, 400	424, 900	454, 400	475, 500	
	106		331, 700	357, 200	378, 900	404, 100	425, 500	454, 900	1.0,000	
	107		332, 600	357, 900	379, 500	404, 800	426, 200	455, 400		
	108		333, 500	358, 600	380, 000	405, 400	426, 800	455, 800		
			,	,						
	109		334, 300	359, 300	380, 600	406, 000	427, 300	456, 300		
	110		334, 900	359, 900	381, 200	406, 700	427, 900	456, 800	ľ	
	111		335, 500	360, 500	381, 700	407, 300	428, 500	457, 300		
	112		336, 100	361,000	382, 300	407, 900	429, 100	457, 700		
	113		336, 700	361, 500	382, 900	408, 500	429, 600	458, 200		
	114		337, 300	362,000	383, 500	409, 200	430, 200	458, 700		
	115		337, 800	362, 500	384, 000	409, 800	430, 800	459, 200		
	116		338, 300	363, 000	384, 500	410, 300	431, 300	459, 600		
	117	1	338, 600	363, 500	385, 100	410, 900	431, 800	460, 100		
	118		338, 900	364,000	385, 700	411, 500	432, 300	_55, 100		
	119		339, 200	364, 400	386, 200	412, 100	432, 800			
	120		339, 500	364, 900	386, 700	412, 700	433, 300			
İ	121		339, 800	365, 300	387, 200	413, 300	433, 700			
	122		340, 100	365, 700	387, 700	413, 900	434, 200			
	123		340, 400	366, 100	388, 200	414, 500	434, 700			
	124		340, 700	366, 500	388, 700	415, 100	435, 100			

再任 用職		200, 000	231, 600	267, 400	284, 100	296, 000	306, 100	321, 200	338, 100	429, 70
БH	157					430, 900				
	156					430, 500				
	155					430, 100				
	154					429, 600				
	153				401, 900	429, 100				
	152				401, 500	428, 700				
	151				401, 100	428, 300				
İ	150				400, 600	427, 800				
	149			374, 500	400, 200	427, 300				
ĺ				·		,				
	148			374, 200	399, 800	426, 800				
	147			373, 900	399, 400	426, 400				
İ	146			373, 600	398, 900	425, 900				
	145			373, 300	398, 500	425, 400				
	144			373, 000	398, 100	424, 900				
	143			372, 700	397, 700	424, 500				
	142			372, 400	397, 200	424, 000	,,			
	141			372, 100	396, 800	423, 500	442, 700			
	140			371, 800	396, 300	423, 100	442, 300			
	139			371, 500	395, 900	422, 600	441, 900			
	138			371, 200	395, 500	422, 100	441, 400			
	137			370, 900	395, 000	421, 600	440, 900			
	136			370, 600	394, 600	421, 200	440, 500			
	135			370, 300	394, 100	420, 700	440, 100			
	134			370, 000	393, 600	420, 200	439, 600			
	133		343, 400	369, 700	393, 100	419, 700	439, 100			
	132		343, 100	369, 400	392, 700	419, 300	438, 700			
	131		342, 800	369, 100	392, 200	418, 800	438, 300			
	130		342, 500	368, 800	391, 700	418, 300	437, 800			:
	129		342, 200	368, 500	391, 200	417, 800	437, 300			
	128		341, 900	368, 100	390, 700	417, 300	436, 900			
ļ	127		341, 600	367, 700	390, 200	416, 800	436, 500			
	126		341, 300	367, 300	389, 700	416, 200	436, 000			
	125	ì	341,000	366, 900	389, 200	415, 600		1		

別表第五(第5条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区	職務の級	1	L	;	級	2	2	Ŕ			3	, 	級	
分分	号 給	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	
					円				円					P
	1				214, 200				319, 200				421,	
	2				216, 600				323, 000				424,	200
	3				219, 000				326, 800				427,	200
	4				221, 500				330, 600				430,	100
	5				224, 000				334, 400				433,	000
	6				226, 500				338, 300				435,	900
	7				229,000				342, 200				438,	700
	8				231, 500				346, 100				441,	600
	9				234, 100				350, 000				444,	500
	10				236, 600				353, 900				447,	300
	11				239, 200				357, 800				450,	100
	12				241, 800				361, 700				453,	000
	13				244, 400				365, 600				455,	900
	14				248, 200				369, 600				458,	700
	15				252,000				373, 600				461,	500
再任	16				255, 900				377, 600				464,	200
再任用職	17				259, 800				381, 600				466,	900
員以	18				263, 700				384, 500				469,	700
以外	19				267, 600				387, 400				472,	500
の職	20				271, 700				390, 200				475,	200
員	21				275, 700				393, 000				477,	900
	22				279, 600				395, 700				480,	600
	23				283, 400				398, 400				483,	200
	24				287, 100				401, 100				485,	700
	25				290, 800				403, 800				488,	300
	26				294, 400				406, 400				490,	900
	27				297, 900				408, 900				493,	400
	28				301, 400				411, 400				495,	800
	29				304, 800				413, 900				498,	200
	30				308, 300				416, 400				500,	700
	31				311, 800				418, 900				503,	200
	32	-			315, 300				421, 300				505,	700
	33				318, 700				423, 700				508,	100
	34				322, 200				426, 100				510,	600
	35				325, 700				428, 400				513,	000
	36				329, 100				430, 700				515,	

1	1	ĺ	1	1
	37	332, 400	433, 000	517, 800
	38	335, 500	435, 300	520, 200
	39	338, 600	437,600	522, 600
	40	341, 700	439, 900	524, 900
	41	344, 700	442, 200	527, 200
	42	347, 700	444, 500	529, 200
	43	350, 700	446, 700	531, 200
	44	353, 700	448, 900	533, 200
	45	356, 600	451, 100	535, 100
	46	359, 600	453, 300	536, 900
	47	362, 600	455, 400	538, 500
	48	365, 500	457, 400	540, 000
	49	368, 400	459, 400	541, 400
	50	370, 300	461, 300	542, 800
	51	372, 200	463, 100	544, 200
	52	374, 100	464, 800	545, 600
	53	375, 900	466, 500	547, 000
	54	377, 600	467, 900	548, 300
	55	379, 400	469, 200	549, 600
	56	381, 200	470, 400	550, 900
				550 100
	57	382, 900	471,600	552, 100
	58	384, 300	472, 700	553, 200
	59	385, 800	473, 800	554, 300
	60	387, 300	474, 900	555, 400
	61	388, 800	475, 900	556, 500
	62	389, 900	476, 800	557, 600
	63	390, 900	477, 800	558, 700
	64	391, 900	478, 700	559, 800
	65	392, 900	479, 500	560, 800
	66	393, 800	480, 300	561, 800
	67	394, 700	481, 000	562, 800
	68	395, 500	481, 700	563, 800
	69	396, 300	482, 400	564, 800
	70	397, 000	483, 100	565, 800
	71	397, 700	483, 700	566, 800
4	72	398, 400	484, 300	567, 700
	73	399, 000	484, 900	568, 600
	74	399, 700	485, 500	569, 600
	75	400, 300	486, 100	570, 500
	76	401,000	486, 700	571, 400
	77	401,700	487, 300	572, 300
	78	402, 400	487, 900	573, 200
	79	403, 100	488, 500	574, 100
	80	403, 800	489, 000	575, 000
				İ
	81	404, 400	489, 600	575, 800
	82	405, 100	490, 200	576, 700
	83	405, 700	490, 800	577, 600
	84	406, 400	491, 300	578, 500

			/7	40
# 1	京	都	/,\	女ば
東	亦	ΉV	公	報

手任 月職	289, 100	347, 300	404, 40
109	419, 200		597, 40
108	418, 800		596, 70
107	418, 300		596, 00
106	417, 800		595, 30
105	417, 300	502, 800	594, 70
104	416, 900	502, 300	594, 00
103	416, 400	501, 800	593, 30
102	415, 900	501, 200	592, 50
101	415, 400	500, 600	591, 80
100	415, 000	500, 100	591, 10
99	414, 500	499, 600	590, 30
98	414, 000	499, 000	589, 60
97	413, 500	498, 400	588, 90
96	413, 100	497, 900	588, 10
95	412, 600	497, 400	587, 30
94	412, 100	496, 800	586, 50
93	411, 600	496, 200	585, 80
92	411, 100	495, 700	585, 00
91	410, 600	495, 100	584, 20
90	410, 100	494, 500	583, 40
89	409, 600	494, 000	582, 60
88	409, 000	493, 500	581, 90
87	408, 300	492, 900	581, 10
86	407, 600	492, 400	580, 20
85	407, 000	491, 800	579, 30

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師、歯科医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

員区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	P
	1	140, 500	200, 100	225, 100	284, 000
	2	141, 600	201, 700	227, 000	286, 400
	3	142, 800	203, 300	228, 900	288, 800
	4	144, 000	205, 000	230, 800	291, 100
	5	145, 200	206, 800	232, 800	293, 400
	6	146, 400	208, 500	234, 800	295, 800
	7	147, 600	210, 200	236, 800	298, 200
	8	148, 800	212, 100	238, 700	300, 500
	9	150, 000	214, 000	240, 600	302, 900
	10	151, 300	215, 900	242, 500	305, 400
	11	152, 600	217, 800	244, 500	307, 800
	12	153, 900	219, 600	246, 600	310, 300
	13	155, 200	221, 400	248, 600	312, 700
	14	156, 500	223, 300	250, 700	315, 200
	15	157, 800	225, 200	252, 800	317, 700
Į E	16	159, 200	227, 100	254, 900	320, 100
民	17	160, 700	229, 000	257, 100	322, 600
ì	18	162, 200	230, 900	259, 200	325, 200
製み下り	19	163, 700	232, 700	261, 400	327, 900
· D	20	165, 200	234, 600	263, 600	330, 500
1	21	166, 800	236, 600	265, 800	333, 100
	22	169, 400	238, 600	268, 000	335, 800
	23	172, 000	240, 500	270, 200	338, 500
	24	174, 600	242, 300	272, 400	341, 200
	25	177, 200	244, 200	274, 600	343, 900
	26	178, 900	246, 100	276, 900	346, 600
	27	180, 700	248, 000	279, 200	349, 300
	28	182, 600	250, 000	281, 500	352, 100
	29	184, 500	252, 000	283, 900	354, 900
	30	186, 300	254, 000	286, 300	357, 900
	31	188, 200	256, 000	288, 600	360, 800
	32	190, 300	258, 000	290, 900	363, 700
	33	192, 300	260, 100	293, 200	366, 700
	34	194, 300	262, 000	295, 500	369, 600
	35	196, 400	263, 900	297, 900	372, 400
	36	198, 500	265, 700	300, 300	375, 200

(増刊 83)		東京	都 公 報	平成27年12	2月24日(木曜日)
	37	200, 400	267, 500	302, 700	377, 800
	38	202, 200	269, 300	305, 100	380, 400
	39	203, 900	271, 200	307, 500	382, 800
	40	205, 500	273, 000	309, 900	385, 300
	41	207, 100	274, 900	312, 300	387, 800
	42	208, 800	276, 800	314, 700	390, 200
	43	210, 500	278, 600	317, 100	392, 600
	}				
	44	212, 200	280, 400	319, 500	395, 000
	45	213, 900	282, 200	322, 000	397, 500
	46	215, 700	284, 000	324, 500	399, 900
•	47	217, 400	285, 800	327, 000	402, 200
	48	219, 200	287, 600	329, 600	404, 500
	49	221,000	289, 400	332, 200	406, 900
	50	222, 700	291, 200	334, 900	409, 300
	51	224, 400	293, 000	337, 600	411, 600
	52	226, 100	294, 800	340, 300	413, 800
	53	227, 800	296, 600	343, 000	415, 900
				į .	
	54	229, 500	298, 400	345, 600	417, 900
	55	231, 200	300, 100	348, 100	420, 000
	56	232, 900	301, 900	350, 500	422, 000
	57	234, 600	303, 600	352, 800	423, 900
	58	236, 300	305, 400	355, 100	425, 800
	59	238, 000	307, 100	357, 300	427, 600
	60	239, 600	308, 800	359, 400	429, 400
	61	241, 200	310, 500	361, 400	431, 200
	62	242, 800	312, 100	363, 400	432, 700
	63	244, 500	313, 700	365, 400	433, 800
	64	246, 200	315, 300	367, 300	434, 700
	65	247, 800	316, 900	369, 200	435, 600
	}	Į.		ŀ	1
	66	249, 400	318, 500	371,000	436, 400
	67	251, 000	320, 000	372, 700	437, 100
	68	252, 700	321, 600	374, 300	437, 800
	69	254, 300	323, 100	375, 900	438, 500
	70	255, 900	324, 600	377, 000	439, 200
	71	257, 500	326, 100	378, 100	439, 900
	72	259, 200	327, 600	379, 000	440, 600
	73	260, 800	329, 100	379, 900	441, 300
	74	262, 400	330, 600	380, 800	442, 000
	75	264, 000	331, 900	381, 700	442, 700
	76	265, 500	333, 200	382, 500	443, 300
	77	267, 000	334, 500	383, 300	443, 900
	78	268, 500	335, 700	384, 100	444, 600
	79	270, 100	336, 900	384, 900	445, 200
	80	271,600	338, 000	385, 700	445, 800

	81	273, 200	339,000	386, 500	446, 400
	82	274, 800	339, 900	387, 200	447,000
	83	276, 200	340, 800	387, 900	447,600
	84	277, 700	341, 700	388, 500	448, 200
	85	279, 200	342, 500	389, 100	448, 800
	86	280, 600	343, 400	389, 700	449, 400
	87	282, 100	344, 100	390, 300	450, 000
	88	283, 500	344, 800	390, 900	450, 500
	89	285, 000	345, 500	391, 500	451,000
	90	286, 400	346, 100	392, 100	451,600
	91	287, 900	346, 600	392, 700	452, 100
	92	289, 400	347, 000	393, 200	452, 600
	93	290, 800	347, 500	393, 700	453, 100
	94	292, 200	348, 000	394, 300	
	95	293, 600	348, 500	394, 800	
	96	295, 000	349, 000	395, 300	
	97	296, 300	349, 400	395, 800	
	98	297, 600	349, 900	396, 300	}
	99	298, 800	350, 300	396, 800	
	100	300, 000	350, 800	397, 300	
	101	201 200	251 200	207 800	
	101	301, 200 302, 300	351, 300	397, 800	
	102		351, 700	398, 300	
	103	303, 400	352, 200	398, 800	
	104	304, 500	352, 500	399, 300	
	105	305, 500	352, 800	399, 700	
	106	306, 300	353, 100	400, 200	
	107	307, 100	353, 500	400, 700	
	108	308, 000	353, 900	401, 100	
	109	308, 900	354, 300	401, 500	
	110	309, 700	354, 600	402, 000	
	111	310, 500	355, 000	402, 500	
	112	311, 300	355, 400	402, 900	
	113	312, 000	355, 800	403, 300	
	114	312, 500	356, 200	403, 800	
	115	313, 100	356, 500	404, 300	
	116	313, 600	356, 900	404, 700	
	117	314, 000	357, 300	405, 100	
			357, 600	405, 600	
	118	314, 300		406, 000	
	119	314, 600	358, 000		
1	120	314, 900	358, 400	406, 400	
	121	315, 200	358, 800	406, 800	
	122	315, 500	359, 100	407, 300	
	123	315, 800	359, 500	407, 700	
	124	316, 100	359, 900	408, 100	

東	京	都	公	報
ж	亦	19 P	Δ	干以

再任 用職 員		200, 500	231, 700	271, 500	313, 00
	149	323, 500			
	148	323, 300			
	147	323, 000			
	146	322, 700			
	145	322, 400			
	144	322, 100			
	143	321, 800			
	142	321, 500			
	141	321, 200			
	140	320, 900			
	139	320, 600			
	138	320, 300			
	137	320, 000			
	136	319, 700			
	135	319, 400			
	134	319, 100		111,100	
	133	318, 800		411, 700	
	132	318, 500		411, 300	
	131	318, 200		410, 900	
	130	317, 900		410, 500	
	129	317, 600		410, 100	
	128	317, 300		409, 700	
	127	317, 000		409, 300	
	126	316, 700		408, 900	
	125	316, 400	360, 300	408, 500	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	152, 600	201, 800	226, 300	275, 100
	2	154, 000	203, 400	228, 200	277, 300
ŀ	3	155, 400	205, 100	230, 100	279, 500
	4	156, 800	206, 800	232, 000	281, 700
	5	158, 200	208, 500	234, 000	284,000
	6	159, 600	210, 200	235, 900	286, 400
	7	161, 100	211, 800	237, 800	288, 800
	8	162, 600	213, 500	239, 800	291, 100
	9	164, 000	215, 200	241, 800	293, 400
	10	165, 500	216, 900	243, 800	295, 800
	11	167, 000	218, 500	245, 800	298, 200
	12	168, 400	220, 200	247, 800	300, 500
	13	169, 900	222, 000	249, 800	302, 900
	14	171, 500	223, 800	251, 800	305, 400
	15	173, 100	225, 600	253, 800	307, 800
耳 壬	16	174, 700	227, 400	255, 800	310, 300
前	17	176, 300	229, 300	257, 800	312, 700
員	18	177, 900	231, 100	259, 800	315, 200
外	19	179, 500	232, 900	261, 900	317, 700
・ の 敵	20	181, 100	234, 800	264, 000	320, 100
	21	182, 700	236, 700	266, 200	322, 600
	22	184, 400	238, 700	268, 300	325, 200
	23	186, 300	240, 600	270, 500	327, 900
	24	188, 200	242, 500	272, 700	330, 500
	25	189, 900	244, 300	274, 900	333, 100
	26	191, 400	246, 100	277, 100	335, 800
	27	192, 900	248, 000	279, 300	338, 500
	28	194, 400	250, 000	281, 500	341, 200
	29	195, 900	252, 100	283, 800	343, 900
	30	197, 500	254, 100	286, 100	346, 600
	31	199, 100	256, 100	288, 500	349, 300
	32	200, 600	258, 200	290, 900	352, 100
	33	202, 100	260, 400	293, 200	354, 900
	34	203, 700	262, 300	295, 500	357, 900
	35	205, 300	264, 100	297, 900	360, 800
	36	206, 900	266, 000	300, 200	363, 700